

2026年6月30日開催
PT Bank JTrust Indonesia Tbk
定時株主総会
出席および議決権行使のための委任状

下記の署名者（私／当社）は：：

氏名（法人名）：

住所：

PT Bank JTrust Indonesia Tbk（以下「当社」）の登録株主として、ここに以下の者を指名いたします：

氏名：

住所：

身分証明書/KTP/パスポート番号：

上記の者を、**2026年6月30日午前09:00**（西インドネシア時間）に開催される当社の定時株主総会（以下「本総会」）において、私の／私たちの代理人（以下「受任者」）として出席させ、保有する株式数に応じて議決権を行使する権限を委任いたします。

私／当社は、受任者に対し、以下の通り議決権を行使することを指示します：

NO	決議事項	賛成	棄権	反対
1	2025年12月31日に終了した事業年度の年次報告書の承認、財務諸表の承認、およびコミサリス会の監督職務執行報告書の承認			
2	2026事業年度の取締役およびコミサリス会に対する報酬（給与または謝金）、福利厚生および手当の決定			
3	2026年12月31日に終了する事業年度の財務諸表を監査する公認会計士および監査法人の選任の承認			
4	定款の変更			
5	取締役およびコミサリス会の構成変更			

本委任状は、私／当社が当社の登録株主である限り引き続き有効であり、上記の決議事項に関連して開催される当社総会のその後のいかなる延期においても、受任者が出席し議決権を行使する権利を付与するものです。本委任状は、復代理人選任権を伴って付与されます。

私／当社は、**2026年5月22日**および**2026年6月8日**にインドネシア証券取引所のウェブサイトおよび当社のウェブサイトで公告された本総会の開催公告および招集通知を読んだことを、ここに誠実に宣言します。

株式数： _____ 普通株式

署名日： 2026年 ____月 ____日

株主（委任者）、

代理人（受任者）

（署名）

（署名）

記入・提出に関するご案内:

1. 2026年6月5日午後4時00分（西インドネシア時間）時点で当社の株主名簿（「DPS」）に登録されている場合、所定の氏名および住所の欄にブロック体（大文字）で記入してください。
2. 指名する受任者の氏名および住所を所定の欄にブロック体（大文字）で記入してください。当社の取締役、コミサリス、および従業員は、本総会において代理人（受任者）として行動することができますが、その議決権は採決において計算されません。
3. 議決権を行使する場合は、所定の枠内に「X」印をつけてください。株主が当該枠内に「X」印をつけなかった場合、受任者は、本総会およびその延期において提案された議案について議決権を行使する権限および権能を付与されたものとみなされます。すべての議決権行使は有効かつ拘束力があり、株主／受任者に対して執行可能とみなされます。
4. 本委任状上部の所定の欄に、株主名簿（DPS）に登録されている当社の保有株式数と一致する該当株式数を記入してください。本委任状に記載された株式数と株主名簿（DPS）の記載に相違がある場合、議決権の数は株主名簿（DPS）に登録された株式数に基づいて計算されます。

注意事項:

1. 当社の法人株主の場合、本委任状は、当該法人の定款の規定に従い、当該法人を代表する権限を有する者によって作成および署名されなければなりません。
2. 10,000ルピアの収入印紙（Materai）を貼付の上署名された本委任状、および本委任状への署名の権限を証明する根拠書類は、本総会の1営業日前である2026年6月29日（月）以前までに、当社の証券代行機関であるPT. Sinartama Gunita（「BAE」）へ送付し、受領されなければなりません。

送付先（BAEオフィス）： Menara Tekno Lantai 7, Jl. H. Facrudin No 19 RT 01/RW 07 Kelurahan Kampung Bali, Kecamatan Tanah Abang, Jakarta Pusat 10250（電話：+6221 3922332）

3. 本委任状の送付および提出は、株主ご自身が希望される場合、当社の株主として本総会に出席し議決権を行使することを制限するものではありません。ただし、ご本人が出席される場合、株主は所定の本総会出席者名簿に署名する必要があり、その際の有効な議決権は受任者ではなく株主ご本人の議決権として扱われます。
4.
 - a. PT Kustodian Sentral Efek Indonesia（「KSEI」）の集団保管口座で株式を保有する株主で本総会への出席を希望する者は、KSEIにおける株主の証券取引所会員／保管銀行に登録手続きを行い、「株主総会用書面確認書（KTUR）」を取得しなければなりません。
 - b. 本総会に出席する株主またはその代理人（受任者）は、本総会会場に入場する前に、受付担当者にKTP（身分証明書）またはその他の身分証明書の原本を提示し、そのコピーを提出することが求められます。特に集団保管口座で株式を保有する株主は、KTURを提示することが求められます。